

## 水戸地方裁判所管内の警察署と令状請求先裁判所

警署名	所在地	令状請求先		
		執務時間内	執務時間外	
日直	宿直			
笠間	笠間市寺崎79-1	笠間		
水戸	水戸市三の丸1-5-21			
ひたちなか	ひたちなか市東石川897-2			
那珂	那珂市杉3-84-2	本庁		
大子	久慈郡大子町大字池田272-1			
鶴田	鶴田市鶴田2336-8			
大宮	常陸大宮市泉445-6	常陸太田		
太田	常陸太田市木崎二町1727-7		※1:本庁	
日立	日立市本宮町4-17-1	日立		
高萩	高萩市太字高戸315-10			
鹿嶋	鹿嶋市宮中195.9-1	麻生		
行方	行方市大字麻生1723		※1:土浦	
神栖	神栖市木崎1203-15	石岡		
石岡	石岡市東石岡1-7-2		※1:土浦	
龍ヶ崎	龍ヶ崎市2505-2	龍ヶ崎		
稻敷	稻敷市高田3405-1			
牛久	牛久市下猿町4.9-1-1	取手		
取手	取手市桑原95.5-1		※1:月火水金は土浦、木水木は龍ヶ崎	
土浦	土浦市立田町1-20	土浦		
つくば	つくば市学園の森3-50-1			
筑西	筑西市直井938	下館		
桜川	桜川市真壁町塔世188-1		※1:下妻	
結城	結城市小田林13.17-1	下妻		
下妻	下妻市太字下妻丙733-1			
常総	常総市水海道高野町554-2	古河		
古河	古河市旭町1-1-23			
境	猿島郡境町長井戸51-27	※1:下妻		

### 操作性2

## 領事關係に関するウイ

卷四 藥物與疾病

(令和3年4月27日現在　日本国を含め184箇国)

(注) ① ◎印を付したものは、現時点において、我が国との二国間交換にに基づき、締約国の国民を持続した場合に、被拘禁者の差額の有無にかかわらず、通報を行う必要がある国である(昭61.10.22最高裁判所二第170号、第176号、昭62.12.10最高裁判所二第243号、平元.10.20最高裁判所二第201号各審酌基準通達參照)。なお、これらはの国の領事権間に駆逐所から通報した場合には、刑事局第二課への報告を要する。  
② ◎印を付したものは、刑事局第二課への報告を要しない国では、◎印を付したものと同様の取扱いを要する国である(昭61.10.22最高裁判所二第170号、第175号、平22.10.25最高裁判所二第000033号各審酌基準通達參照)。  
③ △印を付したものは(ア)2.2.8最高裁判所二第15142号、昭61.10.22最高裁判所二第172号各審酌基準通達參照)。これは、当局への通告を行う必要がある場合のある国である(昭28.10.26最高裁判所一第15142号、昭61.10.22最高裁判所二第172号各審酌基準通達參照)。  
④ ▲印を付したものは、今春3月4日現在、我が国に領事権間に駆逐されるしていない国であるが、今後該権が駆逐される可能性があるので、最新の状況について、外務省ホームページの駐日外領公館リスト(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>)で確認するが、刑事局第二課へ提出を要されたいた。  
報告・照会先: 最高裁判所二審酌基準通報等局第二課課長付事件第二係(電話: 03-5570-5555、FAX: 03-5570-5556)